

改定前	改定後	主旨・理由
第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (登録) 1～8. (条文省略) 9. 団体会員は、本サイトを通じて、会員に所属する個人を管理者、マネージャー又は利用者として登録することができます。管理者、マネージャー又は利用者の登録を希望する会員は、会員ページを通じて、登録する方の氏名、電子メールアドレス、管理者／マネージャー／利用者の別その他当社が定める情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、マネージャーの登録を申請します。 10. 前項の申請を受けた場合、当社は、管理者、マネージャー又は利用者となる方の電子メールアドレス宛てにマネージャー登録の準備が完了した旨のメールを送信します。管理者、マネージャー又は利用者となる方が当該メールに記載されている所定の URL をクリックしてアクセスし、パスワードを入力して当社に送信した時点をもって、管理者、マネージャー又は利用者の登録が完了します。 11. (条文省略) 第5条～第6条 (条文省略) 第7条 (bizsky アカウント) 1～5. (条文省略) (新設) 第8条～第9条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (登録) 1～8. (現行どおり) 9. 団体会員は、本サイトを通じて、会員に所属する個人を管理者、マネージャー又は利用者として登録することができます。管理者、マネージャー又は利用者の登録を希望する会員は、会員ページを通じて、登録する方の氏名、電子メールアドレス、管理者／マネージャー／利用者の別その他当社が定める情報を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、<u>管理者、マネージャー又は利用者</u>の登録を申請します。 10. 前項の申請を受けた場合、当社は、管理者、マネージャー又は利用者となる方の電子メールアドレス宛てに<u>管理者、マネージャー又は利用者</u>の登録の準備が完了した旨のメールを送信します。管理者、マネージャー又は利用者となる方が当該メールに記載されている所定の URL をクリックしてアクセスし、パスワードを入力して当社に送信した時点をもって、管理者、マネージャー又は利用者の登録が完了します。 11. (現行どおり) 第5条～第6条 (現行どおり) 第7条 (bizsky アカウント) 1～5. (現行どおり) 6. 当社は、本サイト、会員ページ、本個別サービス及び本個別コンテンツのセキュリティ確保のため、ID 及びパスワードによる認証に加え、当社が定める方法又は設定に基づいて、<u>追加の認証手段又は認証方式（要素認証その他当社が定める方法による認証を含みます。）を要求し、提供し、又は会員に選択させることがあります。当該認証が適用される場合において、ユーザーが当該認証を完了しないときは、会員ページへのログイン、本個別サービス及び本個別コンテンツの利用ができない場合があります。</u> 第8条～第9条 (現行どおり)	実運用に合わせた修正 多要素等認証手段の追加に伴う新設

第 10 条（本利用料金及び支払時期） 1～3. (条文省略) 4. (条文省略) (1)～(4) (条文省略) (5)消費税等の適用税率に変更があった場合、当該変更後の税率（以下「新税率」といいます。）に基づく消費税等を付加して支払うものとします。また、本有料サービス等の利用可能期間中に適用税率の変更があった場合に、新税率の対象となる期間について当該変更前の税率に基づく消費税等を支払った場合、会員は、当該期間について、新税率により算出される消費税等と支払済みの消費税等との差額を、当社の請求に従って速やかに支払うものとします。ただし、個別利用条件に別段の定めがある場合には当該定めに従います。 5. (条文省略) 第 11 条～第 14 条（条文省略） 第 15 条（解約・登録抹消等） 1. (条文省略) 2. (条文省略) (1) (条文省略) (2)第 12 条に定める禁止事項に違反した場合 (3)前各号のほか本基本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、当社の催告にかかわらず相当期間内にこれを治癒しなかった場合 (4)～(5) (条文省略) (6)6 か月以上会員ページへのアクセスがない場合 (7)当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合 (8)～(9) (条文省略) 3～4. (条文省略) 第 16 条 (条文省略) 第 17 条（本サイト、本個別サービス、本個別コンテンツ又は本サポートの内容の変更又は終了）	第 10 条（本利用料金及び支払時期） 1～3. (現行どおり) 4. (現行どおり) (1)～(4) (現行どおり) (5)消費税等の適用税率に変更があった場合、当該変更後の税率（以下「新税率」といいます。）に基づく消費税等を付加して支払うものとします。また、本有料サービス等の利用可能期間中に適用税率の変更があった場合に、新税率の対象となる期間について当該変更前の税率に基づく消費税等を支払った場合、会員は、当該期間について、新税率により算出される消費税等と支払済みの消費税等との差額を、当社の請求に従って速やかに支払うものとします。ただし、個別利用条件に別段の定めがある場合には当該定めに従います。 5. (現行どおり) 第 11 条～第 14 条（現行どおり） 第 15 条（解約・登録抹消等） 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (1) (現行どおり) (2)第 12 条又は個別利用条件に定める禁止事項に違反した場合 (3)前各号のほか、<u>本基本契約若しくは個別契約のいずれかの条項に違反し、当社の催告にかかわらず相当期間内にこれを治癒しなかった場合、又は、本基本契約若しくは個別契約のいずれかの条項に繰り返し違反した場合（違反が治癒されたか否かを問わない。）</u> (4)～(5) (現行どおり) (6)6 か月以上会員ページへのアクセスがない場合又は会員への連絡がつかない場合 (7)当社からの問い合わせその他の回答若しくは資料の提出を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合、又は、<u>会員の回答若しくは会員から提出された資料が不十分若しくは不適切であると当社が任意の裁量で判断する場合</u> (8)～(9) (現行どおり) 3～4. (現行どおり) 第 16 条 (現行どおり) 第 17 条（本サイト、本個別サービス、本個別コンテンツ又は本サポートの内容の変更又は終了）	誤記の修正 解除事由の見直しによる明確化
--	--	------------------------------------

1. (条文省略) 2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に起因又は関連して会員に生じた損害、損失又は費用について、一切の責任を負いません。ただし、当社が本有料サービス等を廃止する場合、当社は、会員に対し、廃止する本有料サービス等に関して支払いを受けた本利用料金のうち、当該本有料サービス等の利用可能期間の残存期間分に相当する金額を月割で計算し、会員に返還します。 第18条～第20条 (条文省略) 第21条 (bizsky 規約等の変更) 1～3. (条文省略) 4. 当社又はパートナーは、その任意の判断により、個別利用条件を変更することができます。その場合、当社又はパートナーは、会員に対し、変更の内容を通知するものとし、会員が当該通知を受けた時点（ただし、当社が変更の効力発生時点を別途定めた場合はその時点）をもって、<u>bizsky 規約</u>は変更されます。 5～6. (条文省略) 第22条～第24条 (条文省略) 第25条 (反社会的勢力の排除) 1～3. (条文省略) 4. 会員又は当社は、相手方が締結した本基本契約に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明した場合、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、催告なくして本基本契約を解除することができます。 5. (条文省略) 第26条 (条文省略) 2016年7月15日制定	1. (現行どおり) 2. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に起因又は関連して会員に生じた損害、損失又は費用について、一切の責任を負いません。ただし、当社が本有料サービス等を廃止する場合、当社は、会員に対し、廃止する本有料サービス等に関して支払いを受けた本利用料金のうち、当該本有料サービス等の利用可能期間の残存期間分に相当する金額を月割 <u>(1 か月末満の端数切捨て)</u> で計算し、会員に返還します。 第18条～第20条 (現行どおり) 第21条 (bizsky 規約等の変更) 1～3. (現行どおり) 4. 当社又はパートナーは、その任意の判断により、個別利用条件を変更することができます。その場合、当社又はパートナーは、会員に対し、変更の内容を通知するものとし、会員が当該通知を受けた時点（ただし、当社が変更の効力発生時点を別途定めた場合はその時点）をもって、<u>個別利用条件</u>は変更されます。 5～6. (現行どおり) 第22条～第24条 (現行どおり) 第25条 (反社会的勢力の排除) 1～3. (現行どおり) 4. 会員又は当社は、相手方が締結した本基本契約に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力であることが判明した場合、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合には、催告なくして本基本契約を解除することができます。 5. (現行どおり) 第26条 (現行どおり) 2016年7月15日制定 2026年7月15日改定	計算ルールの明確化 誤記の修正 誤記の修正
---	--	--

以上